

◎新潟県訓令第15号

本 庁
地 域 機 関

平成30年度の冬季における新潟県職員服務規程の特例を定める規程を次のように定める。

平成30年11月28日

新潟県知事 花 角 英 世

平成30年度の冬季における新潟県職員服務規程の特例を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、知事の事務部局に属する一般職の職員（以下「職員」という。）の平成30年12月1日から平成31年3月31日までの間の勤務時間の割振りについて、新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号。以下「服務規程」という。）第5条第1項の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

第2条 所属長（服務規程第1条の2に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、前条の期間の全部又は一部について職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が仕事と生活の調和を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。

2 本庁の職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、終業の時刻から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。

(実施細目)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。